

山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山口労働局一般公示第29号

山口地方最低賃金審議会は、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山口県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和6年7月22日までに、山口地方最低賃金審議会（山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館 山口労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年7月4日

山口労働局長 友住 弘一郎